

年 月 日

岐阜県知事 様

開設者住所

（法人の場合は、主たる事務所の所在地）

開設者氏名

（法人の場合は、名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

病院開設許可申請書

下記のとおり病院を開設したいので、医療法第7条第1項の規定により許可されるよう申請します。

記

1 病院の名称

2 開設の場所

3 診療科目

4 開設者が医師又は歯科医師以外の場合

開設の目的	
維持の方法	

5 開設者が医師又は歯科医師の場合

	名 称	所 在 地
臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師の別	臨床研修等修了医師・臨床研修等修了歯科医師・該当なし	
現に他の病院若しくは診療所を開設し、若しくは管理し、又はこれらに勤務している場合		
本施設と同時に病院又は診療所を開設しようとする場合		

6 従業員の定員

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	栄養士	診療放射線技師	歯科技工士	歯科衛生士	臨床検査技師	衛生検査技師	看護補助者	事務員	その他	計

7 敷地の面積

m ²

8 建物の構造概要及び用途

建物の構造概要	用途	面積
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²
		m ²

9 施設及び構造設備の概要

(1) 診療室

診療室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分	診療室名	室面積	処置室兼用の場合は、その部分
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²
科	m ²	m ²	科	m ²	m ²

(2) 手術室及び準備室

	面積	構造設備					準備室
		手術台	内壁	照明設備	暖房設備	手洗滅菌設備	
手術室	m ²	台					m ²
	m ²	台					m ²

(3) 処置室（診療室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m ²		m ²
	m ²		m ²
	m ²		m ²

(4) 臨床検査施設

名称	室面積	検査設備
	m ²	
	m ²	
	m ²	

(5) エックス線装置及びエックス線診療室

開設時設置 予定のエック クス線装置	固定・携帯の別	用途の別	製作者、型及び定型出力
エックス線 診療室	室面積	室内の構造概要	操作室面積
	m ²		m ²
	m ²		m ²

(6) 調剤所

室面積	採光	換気	冷暗所の構造	備付天秤
m ²				10mg 台 感量 500mg 台 mg 台

(7) 給食施設

調理場	面積	m ²		手洗設備	有・無	
	床の構造			給食職員専用の便所	有・無	
	冷蔵庫	有・無		備考		
配膳室	配膳室の設置場所	室面積	食器消毒設備	食器洗浄設備	食器格納設備	備考
		m ²				
		m ²				
		m ²				

(13) 廊下の幅

建物別	片側廊下	中央廊下	建物別	片側廊下	中央廊下
	m	m		m	m
	m	m		m	m
建物別	片側廊下	中央廊下	建物別	片側廊下	中央廊下
	m	m		m	m
	m	m		m	m

(14) 二階以上に病室を有する建物別の階段数及びその構造

建物別 名称	屋 内 の 直 通 階 段					病室の あ る 最上階	避難 階段 の数	備 考
	幅	踊場 の幅	けあげ の高さ	踏面 の幅	手すり の有無			
	m	m	cm	cm		階	か所	
	m	m	cm	cm				
	m	m	cm	cm		階	か所	
	m	m	cm	cm				
	m	m	cm	cm		階	か所	
	m	m	cm	cm				

(15) 消毒設備（衣類寝具）

室 面 積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m ²		

(16) 洗濯設備

室 面 積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備その他
m ²			

(17) 精神病室、感染症病室又は結核病室がある場合、特に設ける設備等

精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者保護のための必要な方法（精神病室）	
他の部分及び外部に対する感染予防のために遮断その他必要な方法（感染症病室又は結核病室）	

(18) 消火用機械器具等

消 火 設 備	警 報 設 備	そ の 他

10 その他の施設

看護師勤務室	m ²	入浴施設	職員用	男子用	m ²
	m ²			女子用	m ²
	m ²			男女共用	m ²
	m ²		患者用	男子用	m ²
事務室	m ²	女子用		m ²	
				男女共用	m ²
医 局	m ²				
院 長 室	m ²				
応 接 室	m ²				

11 開設予定年月

年 月

添付書類

- 1 開設者が医師又は歯科医師であるときは、臨床研修修了登録証の写し
- 2 敷地の平面図
- 3 敷地周囲の見取図
- 4 建物平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。）
- 5 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例
- 6 病院の汚水（河川法施行令第16条の5第1項に規定する汚水をいう。）を水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域に排水しようとするものは、医療法施行規則第1条の14第2項各号に掲げる事項を記載した書類